

令和 4 年 8 月 30 日

各生涯学習事業運営代表者 様  
各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会  
教育長 福田 洋之

## 学校を活動場所とする各種生涯学習事業における対応等について 【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株の B A. 5 系統を中心とするこれまでに経験のない感染拡大が全国的に続いており、本市においてもこの変異株による感染の高止まりにより、医療機関や保健所の業務がひっ迫するなど大変厳しい状況にあります。

こうした状況を受けて、令和 4 年 8 月 5 日に発令された「みやぎ B A. 5 対策強化宣言」が 9 月 30 日まで延長され、また、この間、保健所による陽性者への連絡体制等も変更となっています。

つきましては、下記のとおり改めて感染症対策を徹底いただくとともに、感染者が発生した場合の対応について一部変更いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。なお、本通知の発出により、令和 4 年 5 月 13 日付 R4 教生生第 580 号通知及び同年 7 月 26 日付 R4 教生生第 1292 号通知は廃止し、今後は本通知によることといたします。

### 記

#### 1 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／  
マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

#### 2 送付文書

- (1) 本通知文
- (2) **R4. BA. 5 版**学校を活動場所とする生涯学習事業における参加者が新型コロナウイルス感染症の陽性者になった場合の対応フロー  
※ 学校と各種生涯学習事業運営代表者及び各利用団体代表者等で保管してください。なお、本フローの通知により、令和 4 年 4 月 7 日付 R4 教生生第 225 号通知中、**【別紙 7】**学校を活動場所とする各種生涯学習事業における感染者等対応フローは、廃止します。
- (3) 学校を活動場所とする各種生涯学習事業参加者向けプリント  
※ 各種生涯学習事業運営代表者または各利用団体代表者より、参加者に配布してください。

#### 3 各事業における感染症対策について

活動中はもとより、「車中でのマスクをしない状態での会話」や「マスクをしない状態での飲食中の会話」など、活動前後や移動時間、休憩時間においても、“濃厚接触者の考え方”（感染者とマスクの着用が不完全（一方向または双方向）な状態で、1.0m 以内の距離で、累積 15 分以上の接触がある状態）に該当することがないように徹底し、次の（1）～（3）に十分に留意して活動してください。

#### (1) 感染症対策に留意した活動について

「長時間、近距離での活動」「密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする活動」などの感染のリスクが高い活動については、実施について慎重に検討してください。実施する場合には、可能な限り感染症対策を行った上で、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして、リスクの低い活動から徐々に実施してください。感染症対策に留意した工夫として、次のような対応をご検討ください。

- ① できるだけ個人の道具を使用し、貸し借りはしないように注意する。
- ② 共用で道具等を使用する場合は、使用前後に手洗いを行う。
- ③ 密集して長時間活動する活動等、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動については、活動順序の変更など、活動計画を見直し、必要な措置を講じる。

#### (2) 普段の活動とは違い不特定多数が集まる活動について

大会やイベント等を実施するにあたっては、参加者のマスク着用や会場入口へのアルコール消毒液の設置、常時換気、座席の間隔確保などの感染症対策を確実に講じるとともに、現状を踏まえ、感染リスクの高い内容は行わず、時間の短縮を図ったり、団体ごとに分散して行ったりするなど、実施方法を検討してください。

#### (3) 学校施設開放（スポーツ開放等）について

各種目等のガイドラインの内容を遵守するとともに、感染防止対策の徹底を継続してください。特に、体調不良者を参加させないことや、移動時の換気、密接・密集の回避といった対策は確実に行ってください。小学生・中学生・中等教育学校・高等学校等の児童生徒を対象とした活動については、原則として部活動の取扱いに準じて行ってください。

### 4 感染者等が発生した場合の対応について

活動者が陽性になった場合または濃厚接触者に該当した場合は必ず、本人またはご家族から、活動団体代表者に連絡し、連絡を受けた活動団体代表者は、次の(1)～(3)のとおり対応してください。

#### (1) 感染可能期間（発症日から2日前以降）に感染者が活動に参加していた場合

- ① 必ず団体の活動を休止し、感染者又はそのご家族から聞き取った発症日【※1】等について、利用学校や在籍校に第一報としてご連絡ください。 感染者の活動停止期間は、下の箱囲みの待機期間としてください。

**※1 発症日は、これまで保健所が特定を行っておりましたが、原則、保健所からの特定は行わず、症状がある場合は、自覚症状（37度以上の発熱、咳、咽頭痛、鼻水、頭痛、倦怠感などの風邪症状、下痢などの消化器症状、味覚・嗅覚障害）が出現し始めた日を「発症日」として、症状がない場合は、検体の採取日を「発症日」として取扱うこととなりました。**

**【参考】感染者の待機期間については、症状別に下記より仙台市ホームページをご確認ください。**

**症状がある場合：**

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/shoujougaaarukata.html>



**症状がない場合：**

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/mushoujounotaiki.html>



- ② 活動団体の代表者は、感染者の発症日確認後、感染可能期間（発症日から2日前以降）に感染者と接触があった参加者について、「感染の恐れがある者」【※2】の特定を行ってください。  
学校施設を利用した生涯学習事業参加者に感染者が発生した場合の「感染の恐れがある者」の特定は、原則、活動団体の代表者が行うこととなりますが、判断に迷う場合は、生涯学習課へご相談ください。

【※2】 i～iiiの基準全てに該当する場合（これまでの「濃厚接触者」の考え方に準ずる）

- i) 感染者とマスクの着用が不完全（一方または双方）な状態で
- ii) 1. 0 m以内の距離で
- iii) 15分以上接触があった者

- ③ 「感染の恐れがある者」は、感染者との接触日の翌日から5日間（2日目及び3日目の抗原検査【※3】で陰性を確認した場合は3日目から解除可能）は、活動停止してください。

なお、「感染の恐れがある者」に特定された市立学校の児童生徒は、令和4年4月21日付R4教総健第388号教育長通知（健康教育課取扱い）に基づき、出席停止となります。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
原則となる期間	最終 接触日	自宅待機・感染対策・健康観察				自宅待機 最終日	自宅待機 解除	7日目までは 感染対策・健康観察を継続
待機期間を短縮する場合			抗原定性検査 キットで陰性	抗原定性検査 キットで陰性 確認時点より 待機解除	➔			

【※3】検査キットは必ず薬事承認されたものを用いて下さい。

- ④ 「感染の恐れがある者」の特定後、該当状況について生涯学習課宛てご連絡ください。代表者からの報告を受け、学校と教育委員会（生涯学習課）の協議により、学校施設における活動再開について決定します。

- (2) 感染可能期間（発症日から2日前以降）に感染者が活動に参加していなかった場合  
団体の活動休止や「感染の恐れがある者」の特定、利用学校や在籍校及び生涯学習課への連絡は必要ありません。なお、感染者の活動停止期間は、4（1）①をご参照ください。
- (3) 活動に参加していた者が、活動以外の理由により濃厚接触者に該当した場合  
団体の活動休止や「感染の恐れがある者」の特定、利用学校や在籍校及び生涯学習課への連絡は必要ありません。なお、濃厚接触者の活動停止期間は、4（1）③をご参照ください。
- (4) 休日（閉庁日）に感染者が判明した場合  
必ず活動を休止し、4（1）①②に基づき、団体内の感染の恐れがある者の特定を行ってください。  
感染の恐れがある者がいた場合は、4（1）③の表に基づき活動停止期間の目安等をお伝えください。  
感染可能期間（発症日から2日前以降）に感染者が活動に参加していた場合は、休日明けに、利用学校や在籍校宛てに第一報を入れるとともに生涯学習課にご連絡ください。代表者からの報告を受け、学校と教育委員会（生涯学習課）の協議により活動再開について決定します。

## 5 その他

- (1) 各活動団体において「感染の恐れがある者」の特定を行う場合や活動者から濃厚接触者に該当する旨の報告を受けた場合等は、家族であっても内容を話さないなど、参加者のプライバシーに十分配慮してください。

- (2) 活動団体内で感染者と接触した方（「濃厚接触者」や活動団体の代表者が特定する「感染の恐れがある者」を除く）の行動制限は、原則、必要ありませんが、以下について、活動団体において確認し、行動について十分にご留意ください。
- ①感染者と接触があった方には、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は、検温など自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触や高齢者施設等のハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えていただくこと
  - ②感染者と接触のあった方について有症状の場合には、速やかに医療機関を受診していただくこと
  - ③感染者と接触があった方のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合等には、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の自主的な外出自粛を含めた感染拡大防止対策を検討いただくこと
- (3) 感染可能期間（発症日から2日前以降）に学校施設を利用した際の「参加者名簿」と「チェックシート」については、今後もコピーを利用学校に提出してください。
- (4) チェックシートに従ってトイレや蛇口、ドアノブ等をしっかり消毒してあれば、追加の消毒は求めません。ただし、心配な点があれば再度消毒をお願いします。
- (5) 感染者が活動を再開するにあたっては、陰性証明書等は必要ありません。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、仙台市公式ホームページ内「新型コロナウイルス感染症特設ページ」でご確認ください。

⇒ <https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>



(担当) 生涯学習課  
直通 214-8887

